



REDDIE & GROSE BRIEFING NOTE

G2/12 と G2/13: 拡大審判部が、トマト事件とブロッコリ事件で「特許性を認める」判断

注目されていたG2/12とG2/13（いわゆる「トマト事件II」と「ブロッコリ事件II」）の審決で、EPOの拡大審判部（EBA）は、欧州では植物および植物材料に特許性を認めるとの判断を示しました。その結果、EPOは今後も、新規性と進歩性のある植物および植物材料の特許を付与する可能性があります。

欧州特許条約（EPC）の第53条（b）では、動植物の品種や、本質的に生物学的な動植物生産方法には特許性を認めないとしています。その前の事案（G1/08とG2/07、通称「トマト事件I」と「ブロッコリ事件I」）で、EBAは特許性が排除されるプロセス（交配と選択による手法など）と特許性が認められるプロセス（遺伝子組み換え（GM）による手法など）を明確に示しました。EBAが併合審理した今回の事案では、植物と植物材料（植物の部分や果実など）を対象とした物に関する請求項にこの排除を適用することの妥当性を評価しています。

EBAは今回、植物生産のための本質的に生物学的なプロセスについて特許性を排除するEPC第53条（b）は、「（たとえ）請求の主題を創出するために出願日時点で利用可能な手法が、特許出願で開示された本質的に生物学的な植物生産のプロセスであった場合でも、…植物または植物材料を対象とした物に関する請求項の特許可能性に否定的な効果を及ぼさない…」（強調は筆者）と判断しました。従って、植物については、EPC第53条（b）の特許性排除はプロセスに関する請求項に限定されます。EBAは、EPC第53条（b）の特許性排除について、提出されたアミカス・ブリーフ（法廷助言書）の多くが指摘してきた倫理、社会、経済上の様々な影響を考察するのではなく、方法論的な解釈によって狭義の見解に至りました。

EBAはまた、物に関する請求項により与えられる保護の範囲が、その請求の対象物の本質的に生物学的な植物生産プロセスによる生産を包含することは、何ら関連性がないと述べました。

さらに、生産のプロセスによって定義される植物製品を対象とした請求項（いわゆる「プロダクト・バイ・プロセス」クレーム）の特許性についてもコメントしています。EBAによれば、プロダクト・バイ・プロセスクレームが本質的に生物学的な植物生産プロセスを含むからと言って、その事実だけでEPOが当該プロダクト・バイ・プロセスクレームに特許を付与できなくなるわけではありません。むしろ、そうしたプロダクト・バイ・プロセスクレームの特許適格性は、それがEPCで定める他の要件と「審判部の判例により確立されたその他の（制限的）条件」を満たしているか否かにかかっています。

これらの審決により、EPOでは今後、GMだけでなく交配と選択を含む非GM手法（たとえその手法自体は特許不可能でも）で創出された植物および植物材料についても、特許付与を再開できるようになりました。従って、本質的に生物学的なプロセスによって得られた植物を対象とする特許および特許出願に関するEPOの手續停止は、まもなく解かれるはずです。

これらの審決は一部のキャンペーングループには不評かもしれませんが、農業技術セクターで働く革新者には歓迎されるでしょう。

これらのブリーフィングノートに関するより詳しい情報、また申請中の案件に関連してのご質問等については、Reddie & Grose LLP（アドバイザーまたはマーケティング部）までお気軽にお問い合わせ下さい。

Reddie & Grose LLP

London: 16 Theobalds Road, London WC1X 8PL

Tel: +44 20 7242 0901 **Fax:** + 44 20 7242 3290

Cambridge: Clarendon House, Clarendon Road, Cambridge CB2 8FH

Tel: + 44 1223 360350 **Fax:** + 44 1223 360280